

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

当組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切に、地域社会の活性化や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することを使命と考え、日頃から業務に取り組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、内閣府特命担当大臣および経済産業大臣より「経営革新等支援機関」として認定を受けております。

「経営革新等支援機関」認定制度は、中小企業の経営力強化を目的として、金融機関や税理士等の支援事業を行う者を「経営革新等支援機関」として認定することを通じて、中小企業に対して専門性の高い支援事業を推進していくための制度です。

当組合は、これまでと同様に地域の皆さまの創業や事業計画作成のご支援等を一層推進するとともに、「経営革新等支援機関」としての機能を十分に発揮して、今後も事業者の皆さまをご支援してまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

当組合は、お取引先の経営改善や事業再生等を積極的に支援するため、企業支援課を中心に中小企業者の経営改善計画の進捗状況の定期的な把握・検証、経営相談・指導等といったコンサルティング面での支援や、他金融機関、(公財)群馬県産業支援機構、群馬県中小企業再生支援協議会、商工会議所、弁護士などの外部機関との連携による再生手法の活用を行うための、態勢を整備しております。

また、当組合独自の「事業性評価シート」を活用し、財務データや担保・保証に必要以上に依存せず、お客さまの事業内容などを適切に評価して、経営支援に取り組んでおります。

平成29年度は、経済産業省策定の「ローカルベンチマーク」を融資判断に導入した新商品を発売いたしました。

さらに、職員の人材育成の一環として、金融庁が公表した「金融仲介機能のベンチマーク」の項目にある本業支援については「創業支援」「事業承継支援」を、職員の業績評価対象項目として新たに取り入れました。

これにより、当組合職員とお取引先が事業の実態把握を行い、双方が同じ目線で対話を行うことでお客さまの課題や問題について提案・解決が図れるよう、職員の人材育成にも努めております。

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

(1) 創業・新事業開拓の支援

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しておりますので、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、適確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、創業・企業再生基礎研修等に職員を派遣し、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供すべく、日本政策金融公庫と業務提携しております。

そして、各店舗には創業相談窓口を設置し、創業に関する相談や制度資金等の紹介を行っております。

平成29年度中の創業・新事業向け融資は12先、1億2千3百万円のご利用をいただきました。

また、お客さまとの会話を重視した取り組みにより、平成29年度は8件の創業情報を収集し、相談業務を実施いたしました。

平成29年度の取り扱い実績 (単位:百万円)

	先数	金額
創業支援	4	33
新事業支援	8	90
計	12	123

【あんなか創業支援ネットワークの活動】

平成 28 年 4 月に安中市・安中市商工会・安中市松井田商工会・(株)日本政策金融公庫高崎支店・群馬県信用保証協会高崎支店・関東信越税理士会高崎支部と当組合の 7 機関により、安中市で創業を予定する方をサポートする「あんなか創業支援ネットワーク」を立ち上げました。

ここでは中小企業者の支援に取り組む各機関が協力し合い、创业者のニーズやステージに応じた支援を行っており、創業後のフォローも行っております。

平成 29 年度は 12 先のお客さまからご相談が寄せられ、3 先のお客さまが新たに事業をスタートされました。

当組合は、今後も地域の皆さまの創業・新事業で発生する幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいります。



(2) 成長段階における支援

全国信用協同組合連合会他の主催による「しんくみ食のビジネスマッチング展」や、群馬県信用組合協会の主催による「群信協アグリビジネス商談会」にお取引先の商材を展覧・PRし、食品取り扱い業者等の方々や、専門バイヤーの方々との商談の場を提供し、販路拡大につながる支援に取り組んでおります。

今後についても、販路拡大等の事業支援に取り組んでまいります。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ①当組合は、お取引先が抱えている問題点や改善点を適確にアドバイスできる職員を育成するために、企業財務分析講座や融資審査講座等に積極的に職員を派遣して職員の能力向上に努め、また、事業性評価シートを活用したお取引先の支援や、経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。
- ②平成 29 年度は、経営改善支援取り組み先として 81 先を対象に経営相談や財務分析などを行い、経営改善のご提案をさせていただきました。また、(公財)群馬県産業支援機構や群馬県中小企業再生支援協議会と連携した事業再生支援にも取り組んでおります。

平成 29 年度経営改善支援取り組み実績

(単位:先)

	期初債務者数	うち経営改善支援取り組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取り組み率	ランクアップ率	再生計画策定率	
			β	γ	δ				
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正常先 ①	8,165	0		0	0	0.0%		—	
要注意先	うちその他要注意先 ②	439	50	2	44	50	11.3%	4.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	10	4	2	3	4	40.0%	50.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	256	27	3	23	27	10.5%	11.1%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	112	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	6	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	823	81	7	70	81	9.8%	8.6%	100.0%	
合計	8,988	81	7	70	81	0.9%	8.6%	100.0%	

- (注) 1. 期初債務者数は平成 29 年 4 月当初の債務者数です。
 2. 債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
 3. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含みますがβには含んでおりません。
 4. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 5. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 6. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

【けんしんよう「スリーアップ」の発売】

当組合と融資取引のない事業者のお客さまを応援するため、平成 30 年 3 月より、お客さまの①売上高、②収益力、③資金調達力、をアップさせる新商品、けんしんよう「スリーアップ」の取り扱いを開始いたしました。けんしんよう「スリーアップ」は事業者の皆さまの資金繰りを継続的に応援していくため、お客さまの経営課題やお悩みを共有し、課題解決をめざす商品となっております。

地域の活性化に関する取り組み状況

(1) 群馬県法人会連合会等との提携

当組合は、群馬県法人会連合会および富岡商工会議所、高崎商工会議所と特別融資制度を提携し、各会員の皆さまを対象とした地域内の中小企業の金融の円滑化に取り組んでおります。

(2) 地域活性化につながるサービスの提供

- ①ホームページ等を活用して地域の皆さまへ各種情報の提供に努めております。
- ②(公財)群馬県産業支援機構や(独)中小企業基盤整備機構等との連携を強化し、各専門分野のネットワークを活用した地域経済への貢献に努めております。

(3) REVIC への職員派遣

地域経済・産業の現状や課題などを踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューション（解決方法）を提供するノウハウを習得するため、平成29年度より、REVIC（㈱地域経済活性化支援機構）への職員派遣を開始いたしました。

派遣期間を終えた職員は営業推進部に配属され、事業性評価を通じて企業の課題解決に取り組んでおります。

また、他の職員向けの勉強会なども実施し、当組合内における事業性評価の浸透に努めております。

【けんしんよう「リノベーション資金」の発売】

地域の大きな課題となっている「空き家」「空き店舗」等の遊休不動産をリノベーション手法により蘇らせ、起業・創業を目指すお客さまを応援するため、平成29年9月より新商品、けんしんよう「リノベーション資金」の取り扱いを開始いたしました。

空き家問題に関しては行政との連携も重要となることから、取り扱いの開始に際しては、群馬県商政課の職員の方々などを当組合にお招きし、研修会を開催いたしました。

貸付条件の変更等のお申込み受付状況（平成21年12月から平成30年3月まで）

中小企業者のお客さまからのお申込み状況

区分	件数	
	件数	比率(%)
実行	6,882	96.6
謝絶	23	0.3
審査中	56	0.8
取下げ	166	2.3
合計	7,127	100.0

住宅ローンお借入れのお客さまからのお申込み状況

区分	件数	
	件数	比率(%)
実行	260	92.2
謝絶	4	1.4
審査中	0	-
取下げ	18	6.4
合計	282	100.0

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理のご相談を受けた際に、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握したうえで十分に検討するなど、積極的かつ適切に活用するよう努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況（平成27年4月から平成30年3月まで）

（単位：件）

		平成27年 4月～9月末	平成27年10月 ～28年3月末	平成28年 4月～9月末	平成28年10月 ～29年3月末	平成29年4月 9月末	平成29年10月 ～30年3月末
A	新規に無保証で融資した件数	7	14	3	9	4	19
B	経営者保証の代替的な融資手法として、 停止条件付保証契約を活用した件数	1	3	0	5	9	11
C	経営者保証の代替的な融資手法として、 解除条件付保証契約を活用した件数	0	0	0	0	0	0
D	経営者保証の代替的な融資手法として、 ABLを活用した件数	0	0	0	1	0	0
	保証契約を変更した件数	0	0	0	0	0	0
	保証契約を解除した件数	0	0	0	1	0	1
	ガイドラインに基づく 保証債務整理の成立件数	0	0	0	0	0	0
E	新規融資件数	2,507	2,360	2,572	2,431	2,081	2,325
(A+B+C+D)/E	新規融資に占める、 経営者保証に依存しない融資の割合	0.32%	0.72%	0.12%	0.62%	0.62%	1.29%

（注）「保証契約を変更・解除した件数」のうち、「変更」とは「保証債務金額の減額をした場合」をいいます。「解除」とは「特定債務保証の解除をした場合」または「根保証の期限到来前に解除をした場合」または「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいいます。